

木造住宅耐震助成制度

足立区では、地震による建物の倒壊などの被害を未然に防ぎ、安全・安心な住まい・まちづくりを実現できるよう、建物の耐震診断や耐震性を向上させる補強工事などへの助成を行っております。



助成内容		主な対象要件	助成金額
耐震診断助成	木造戸建住宅	昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された2階建以下の木造住宅で、区登録耐震診断士が耐震診断を行うこと。	限度額 10万円
	木造共同住宅		診断費用の1/2以下で、 限度額 500万円 <small>共同住宅は、上記の額のうち、1棟の戸数×10万円が上限</small>
耐震改修工事助成	木造戸建住宅	おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた住宅のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもので、区登録耐震診断士が工事監理を行うこと。	対象工事費の1/2以下で、 一般世帯は 限度額 80万円 特例世帯は 限度額 100万円
	木造共同住宅		共同住宅については、上部構造評点を1.0以上、戸建住宅については、0.7以上にする工事に限ります。
除却工事	木造戸建住宅 木造共同住宅	区の耐震診断助成を受けた住宅・建築物のうち、補強が必要と判断されたもの	対象工事費の1/2以下で、 限度額 50万円
	木造特定建築物		対象工事費の1/2以下で、 限度額 100万円

消費税は助成対象外となります。また、助成金額は千円未満を切り捨てた金額となります。
 助成には申請が必要です。申請前に診断や耐震工事等を行った場合は、助成できません。
 店舗など、住宅以外の用途と併用されている場合、延べ床面積の過半を住宅部分が占めていれば助成の対象となります。
 耐震改修工事及び除却工事には50300円/㎡の限度額があります。
 (マンションを含む住宅は49300円/㎡)
 耐震シェルター・ベッドに対する助成を受けた方は、耐震改修工事の助成を受けることができません。
 すでに耐震助成を利用された方や建物は、この制度は利用できません。
 延床面積が100㎡を超える共同住宅の大規模修繕若しくは大規模模様替えをしようとする場合は確認申請が必要です。

特例世帯とは

耐震改修工事を行う住宅に居住している世帯が、「60歳以上の方がいる世帯」、「障がい者（基準等級あり）の方がいる世帯」または「住民税非課税世帯」で、その建物の「所有権をお持ちの方がいる世帯」となります。

✧区登録耐震診断士とは

足立区内の建築士事務所に所属されている建築士で、耐震に関する専門知識を持っている者として、足立区の名簿に登録されている方をいいます。

詳しくは、足立区ホームページ(<http://city.adachi.tokyo.jp>)をご覧ください。区の窓口にお問い合わせください。

✧耐震減税制度について

現行の耐震基準に適合させる工事(上部構造評点1.0以上)など、一定の要件を満たす耐震改修工事を実施した場合、所得税(国税)や固定資産税(都税)などの減額・減免等の制度があります。

詳しくは、所轄の税務署または都税事務所にお尋ねください。

その他、助成には条件があります。詳しくは下記の窓口まで、ご相談・お問合せください。



足立区建築安全課建築防災係

電話：03(3880)5317

ファックス：03(3880)5615

Eメール：kenchiku-anzen@city.adachi.tokyo.jp